**-------------------**

**規則**

**-------------------**

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月27日

高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第13号**

**知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則**

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第144号）の一部を次のように改正する。

第１条の２の次に次の１条を加える。

（知事が定めた法人の告示）

**第１条の３**　県が出資する法人のうち条例第４条の規定により知事が定めた法人については、当該法人の名称を告示するものとする。

第３条（見出しを含む。）中「開示請求をする」を「開示を請求する」に改める。

第７条の見出しを「（個人情報開示決定期間延長通知書等）」に改め、同条第２項第１号中「個人情報の」を「個人情報の全部の」に改め、同項第２号中「個人情報の一部の」を「条例第17条の規定による個人情報の一部を除いた」に改め、同項第４号中「個人情報の存否を明らかにしない旨」を「条例第18条の規定に基づく個人情報の存否を明らかにしない旨」に改め、同条第３項を削り、同条の次に次の２条を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

**第７条の２**　条例第21条第１項の規定による通知は、別記第10号様式による個人情報開示請求事案移送通知書により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与の方法等）

**第７条の３**　条例第21条の２第１項の実施機関が定める事項は次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は別記第11号様式により行うものとする。

(１)　開示請求の年月日

(２)　開示請求に係る個人情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(３)　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

２　条例第21条の２第２項の実施機関が定める事項は次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は別記第11号様式の２により行うものとする。

(１)　開示請求の年月日

(２)　条例第21条の２第２項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(３)　開示請求に係る個人情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(４)　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

３　条例第21条の２第３項の規定による通知は、別記第11号様式の３による個人情報の開示決定に関する通知書により行うものとする。

第８条第１項を次のように改める。

条例第22条第１項の規定による個人情報の開示の実施は、知事が指定する日時及び場所において、公文書の開示を行うものとする。

第８条第２項第１号中「視聴し、」を「専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴」に改める。

第９条を次のように改める。

**第９条**　削除

第12条第２項中「第34条第６項」を「第34条第５項」に改める。

第13条第２項第１号中「個人情報の」を「個人情報の全部の」に改め、同項第２号中「一部の」を「一部を除いた」に改める。

第17条の見出しを「（個人情報保護審査会諮問通知書）」に改め、同条中「別記第28号様式」を「別記第28号様式による個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第19条を削る。

別表を次のように改める。

**別表**（第11条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公文書の種類 | 交付する写し等 | 金額 |
| １　文書（２を除き、複製物を 含  む。） | (１)　用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り） | 用紙１枚につき10円 |
| (２)　用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り） | 用紙１枚につき50円 |
|  | (３)　複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの | 当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額 |
| ２　電磁的記録及びマイクロフィルム | (１)　用紙に出力したもの（単色刷り） | 用紙１枚につき10円 |
| (２)　用紙に出力したもの（多色刷り） | 用紙１枚につき50円 |
| (３)　電磁的記録媒体に複写したもの | 当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額 |
| ３　外部に委託して作成することを要するもの | | 当該写しの作成に要した委託金額 |

備考　用紙は、日本産業規格Ａ列３番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格Ａ列３番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

別記第２号様式及び別記第３号様式中「開示を請求します」を「開示請求をします」に、

「□閲覧又は視聴　　　□写し等の交付（□来庁　　　□郵送）　　　」

を

「□閲覧、聴取又は視聴　　　□写し等の交付（□来庁　　　□郵送）」

に改める。

別記第４号様式中「請求の」を「開示請求の」に改める。

別記第５号様式中「請求の」を「開示請求の」に、「開示をすること」を「全部を開示すること」に、「の開示をする」を「を開示する」に改める。

別記第６号様式中「請求の」を「開示請求の」に、「開示をすること」を「開示すること」に、「の開示をしない」を「を開示しない」に、「の開示をする」を「を開示する」に改める。

別記第７号様式中「請求の」を「開示請求の」に、「の開示をしない」を「を開示しない」に改める。

別記第８号様式及び別記第９号様式中「請求の」を「開示請求の」に改める。

別記第10号様式を削る。

別記第11号様式中「（第９条関係）」を「（第７条の２関係）」に、「請求の」を「開示請求の」に改め、同様式を別記第10号様式とし、同様式の次に次の３様式を加える。

別記第15号様式中「請求の」を「訂正請求の」に改める。

別記第16号様式中「請求の」を「訂正請求の」に、「訂正をする」を「全部を訂正する」に改める。

別記第17号様式中「請求の」を「訂正請求の」に、「訂正をする」を「訂正する」に、「の訂正をしない」を「を訂正しない」に改める。

別記第18号様式中「請求の」を「訂正請求の」に、「の訂正をしない」を「を訂正しない」に改める。

別記第19号様式中「請求の」を「訂正請求の」に改める。

別記第22号様式から別記第27号様式までの規定中「請求の」を「是正請求の」に改める。

別記第28号様式中

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「 |  |  |  |  |
| 審査請求に係る開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為 | 処分決定又は請求の年月日 | 年　　　　月　　　　日 |  |
|  | 個人情報の内容又は請求の内容 |  | 」 |
|  |  |  |  |

を

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「 |  |  |  |  |
| 審査請求に係る開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為 | 処分決定又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求の年月日 | 年　　　　月　　　　日 |  |
|  | 個人情報の内容又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求の内容 |  | 」 |
|  |  |  |  |

に改める。

**附**　**則**

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則別記第２号様式及び別記第３号様式は、この規則による改正後の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規　則

◎知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則